



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf13.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

○ 「学校いじめ防止基本方針」

○ 年度当初の確認点

Leaf.13

生徒指導・進路指導研究センター

未然防止の計画と早期対応の体制

「学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たって大切なポイントはいくつもありますが、各学校が年度当初に確認すべき点は次の二つです。

- ①教育課程に位置づいた、計画的な未然防止が準備されているか
イベント的な取組だけでなく、日々の授業の中で行われる働きかけも含め、年間を通して適切に配置され、繰り返し行われる未然防止の取組が、「学校いじめ防止基本方針」の柱になります。
- ②速やかに情報が共有され、対応できる体制ができあがっているか
児童生徒のささいな変化に気付いたり、児童生徒同士のトラブル等を見かけたりしたとき、事前に決めた手順に従って速やかに情報が共有され、組織的に対応がなされていく体制ができていることが、「学校いじめ防止基本方針」のもう一つの柱になります。

◆いじめをテーマにしたイベント的な取組だけでなく、ふだんの言動を振り返ったり、思いやりについて考えさせたりするなど、定期的に働きかける。

◆児童生徒の変化にせつかく気付きながら、個々の教師の勝手な判断で対応したりしなかったりということのないよう、対処の手順を明確にする。

未然防止のための日々の取組

いじめ、とりわけ「暴力を伴わないいじめ」については、ほとんどの児童生徒が被害経験はもちろん、加害経験も持つことがわかっています。^{*}「いじめの被害者や加害者を早い段階で特定して対処する」という早期発見型ではなく、「全ての児童生徒のいじめ被害・いじめ加害の可能性を減らしていく」という未然防止型の姿勢が必要です。

居場所づくりと絆づくり

日々の授業場面で、児童生徒が互いに傷つけ合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動が放置されていないでしょうか。あるいは、教師がそうした言動を軽い気持ちで行っているということはないでしょうか。いじめているという明確な自覚の有無にかかわらず、あるいはいじめと呼ぶべき行為かどうかにかかわらず、児童生徒のトラブルが減り、児童生徒が安心・安全に過ごせる学級や学校にしていくこと（＝居場所づくり）が、いじめの未然防止の第一段階です。

また、思いやりや規範意識、すなわち相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むことも大切です。道徳的な知識や人間関係のスキル以前に、そうした「思い」を育んでおかなければ、単に知識を与えただけ、技能を訓練しただけにとどまり、いじめの未然防止にはつながりません。授業場面も含め、児童生徒自らが実際に他者と関わり合う中で、彼ら自身の内からそうした思いがわきでてくる場や機会を提供していくこと（＝絆づくりのための場づくり）が、いじめの未然防止の第二段階です。

^{*}生徒指導・進路指導研究センター『いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する』（平成25年7月）。

早期対応のための明確な体制

近年のいじめ自殺等に至った事案を調べてみると、発見が遅れた（発見できなかった）ためにいじめが深刻化したというわけではなく、教職員が気付いていたのに、あるいは被害者や周りの者から相談を受けていたのに、対応しないまま放置していたために深刻化していたものが目立ちます。求められているのは、速やかな対応です。

見逃さない、見過ごさない

いじめの早期発見というと、積極的に犯人捜しをする（いじめそうな子・いじめられそうな子を見つけ出す）という発想に陥りがちですが、全ての児童生徒がかなりの頻度で被害者にも加害者にもなりうるという単純な事実*を踏まえるなら、全ての児童生徒についてふだんから観察を怠らないこと、そしてささいな変化でも気になる様子が見られたら複数の教職員で確認することが鍵になります。そこで必要と判断されたら、当然、速やかに対応します。

ここで重要なことは、児童生徒の様子が気になったり、児童生徒のトラブルを見かけたりしたときに、そうした情報を教職員全員が共有できる体制、学校として早期に対応できる組織をつくっておくことです。個人の判断で情報や対応がストップすることがあってはなりません。

従来の学校の問題点は、いじめに対する取組が不適切・不十分ということよりも、それが教職員全員に共通理解されていないこと、つまり周知徹底が不適切・不十分という点にあると考えてください。

★アンケートは「早期発見」のためではなく、「取組評価」のため★

定期的に記名式のアンケートや心理検査を行い、被害者や加害者を早めに特定することが、「早期発見」を年間計画に位置づけることであるかのような考え方があります。しかし、どの児童生徒も巻き込まれる、病気で言えば風邪やインフルエンザに例えられるいじめの発生実態を踏まえると、数箇月に1回程度の「定期検診（＝記名式のアンケート等）」が「早期発見（＝起きた直後の発見）」につながることは期待薄です。

そもそもアンケート等の実施後に起きたいじめの発見には役立ちませんし、アンケートや検査の形をとったとしても、他人に打ち明けづらいいじめの悩みを記名式で正直に答えるかどうかも疑問です。むしろ、小学校で日々行われている健康観察や、中学校で行われることの多い「班ノート」等を活用し、児童生徒の日々の変化をおさえていくことが、実効性のある計画的な早期発見と言えるでしょう。

では、アンケートは、何のために、どのように行えばよいのでしょうか。それは、年間計画に沿って実施する未然防止の取組が期待通りの成果を上げているかどうかを評価するために、無記名式でいじめの経験を尋ねる、というものです。もし、日々把握している件数以上のいじめ経験の回答が出てくるようであれば、全員対象に緊急の個人面談を行うなどの対応も考えていきます。（生徒指導リーフ4『いじめアンケート』参照）

- ◆年間計画に沿って実施できる（実施して効果が上がる）のは、未然防止の取組だけ。
- ◆学校としての取組や対処の手順を明確にし、保護者や地域にも公開していくことで、個々の教職員が個人の考えで判断する余地をなくす。

★ワンポイント・アドバイス★

実効性を高めるための共通理解と周知徹底

これまでも、各学校はいじめが起きないように取組を進めたり、いじめが起きた場合に適切に対処できるような委員会等をつくっていたはずですが。にもかかわらず、「いじめ防止対策推進法」（以下、推進法）が策定され、その中で改めて各学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」の策定（推進法第13条）や「組織」の設置（推進法第22条）が求められたのは、従来の取組や組織が必ずしも十分な形で機能せず、重大事態に至ってしまう事案が相次いだからに他なりません。そして、推進法にも、それに基づいて出された国の基本方針にも、学校が行うべきことについてかなり細かく書かれているのは、「実効性」のあるものを求めているからです。

「基本方針」と聞くと、つい理念的なものや宣言文的なものを思い起こしがちですが、求められているのは実効性のある基本方針、学校として確実にやり切っていくための基本方針です。ですから、生徒指導リーフ増刊号*の4ページにも書かれているとおり、各学校で予定している具体的な取組の実施計画や実施体制について決めたもの、一種の「行動計画」をつくるのが求められているものと考えてください。

もちろん、「行動計画」ですから、それが実行に移されることが大切ですし、実際に行われたものが十分な成果を上げたかどうかをチェックし、必要に応じて補ったり見直したりしていくことが大切です。「一度作ったら終わり」ではなく、例えば学期末ごとに進捗状況をチェックし、実施できなかつたり期待できる成果を上げなかつたりした取組はなかつたか、なぜそうなってしまったのか等を検証し、次の学期の取組に活かしていきます。当然、年度の終わりにも1年間を振り返って検証を行い、次年度の「学校いじめ防止基本方針」に反映させていきます。つまり、「学校基本方針」というのは、毎年度、更新されていくのが当たり前のものだと考えてください。そうでなければ、新たに異動してきた教職員には他人事になりかねません。

実効性をあげるかどうかの鍵は、教職員の共通理解と周知徹底にあると考えてください。学校としてやると決めた取組を全教職員がやり切ることや、学校として決めた手順に従って全教職員が対処していくことが重要です。個々人の判断で、適当に解釈を変えたり、やり方を変えたりしていくことのないようにします。もし、取組や手順に不具合があるのなら、「組織」に図って見直しを行い、全教職員が納得して実行できるようにします。

そのためにも、「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、全教職員が参加して検討する過程が大事になります。「どこかで勝手に決められたもの」といった受け止め方がされないようにしなければ、せっかくの「学校いじめ防止基本方針」も実効性を持つことはありません。

* 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター『いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A』（平成25年11月）

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター
TEL 03-6733-6880
FAX 03-6733-6967
初版発行 平成26年4月